

5. 財務関係

(4) 職員の賠償責任に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

ア 法第243条の2によるもの

① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
東京都	産業労働局 主事	15	工具類や事務用品等を職場から持ち出し、インターネットオークションに出品し落札させたほか、落札者との直接取引を行った。	H16.3 ～ H26.12	H27.2.26	関係部署からの報告	有	当該職員は法第243条の2の「物品を使用している職員」に該当し、故意によりその使用に係る物品を亡失し、都に損害を生じさせたため、賠償責任があると認めた。	無	15,945,919	11,275,195 (上記金額に遅延利息を加算)	請求中
長野県	北安曇地方事務所林務課長	36	造林事業等において不適正な補助金交付を行ったもの	H21.4.1 ～ H23.3.31	H26.12.19	関係部局からの報告	有	一見明白な不備がある書類を未確認のまま補助金交付決定を行ったことについて重大な過失があり、これにより県に損害を与えたため、当該職員は地方自治法第243条の2に基づく賠償責任があると認めた。	無	9,301,988	490,768	金銭 (納入通知書による)
	北安曇地方事務所林務課普及林産係長	25		H21.4.1 ～ H22.3.31			有		9,166,480	487,130	金銭 (納入通知書による)	
	北安曇地方事務所林務課普及林産係長	30		H22.4.1 ～ H23.3.31			有		135,508	3,649	金銭 (納入通知書による)	
	北安曇地方事務所林務課課長補佐兼普及林産係長	25		H25.4.1 ～ H26.3.31			有		352,273	34,157	金銭 (納入通知書による)	
岡山県	岡山県立瀬戸南高等学校教諭(収納出納員) 事務長(出納員)	32 36	果樹の販売代金の一部について、校内で保管されていたところ、現金を入れた小型金庫ごと盗難に会い、当該現金を亡失したものの	H29.9.25 ～ H29.9.26	H29.10.6	亡失損傷調書	有	収納出納員は財務規則等に反して生産物売払収入を出納員に引き継がず不適切な場所で保管する等していたこと、出納員は収納出納員に対する指導監督責任を十分に果たしているとは認められないことから、いずれの関係職員も地方自治法第243条の2に基づく賠償責任があると認めた。	無	205,600	210,893 (遅延利息5,293円を含む)	納入通知書による
計	6人		3件				有 6件 無 0件		有 0件 無 6件			

イ その他によるもの
① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存続した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
長野県	北安曇地方事務所 林務課主任	17	造林事業等において不適正な補助金交付を行ったもの	H21.4.1 ～ H23.3.31	H26.12.19	関係部局からの報告	33,431,360	1,133,157	金銭 (納入通知書による)	民法第709条
	北安曇地方事務所 林務課主査	22		H23.4.1 ～ H26.3.31			38,237,256	933,650	金銭 (納入通知書による)	民法第709条
	北安曇地方事務所 林務課主任	19		H21.4.1 ～ H22.3.31			7,868,288	384,483	金銭 (納入通知書による)	民法第709条
	北安曇地方事務所 林務課主査	19		H21.4.1 ～ H24.3.31			6,935,718	336,434	金銭 (納入通知書による)	民法第709条
	北安曇地方事務所 林務課森林保護専門員	33		H23.4.1 ～ H25.3.31			13,825,726	675,338	金銭 (納入通知書による)	民法第709条
	北安曇地方事務所 林務課主査	30		H24.4.1 ～ H26.3.31			6,987,806	341,367	金銭 (納入通知書による)	民法第709条
	北安曇地方事務所 林務課主査	21		H25.4.1 ～ H26.3.31			1,182,095	57,755	金銭 (納入通知書による)	民法第709条
静岡県	浜松東警察署 地域課係員	7	夜間、車両を職務質問中、懐中電灯を落下させ車両を損傷したもの。	H27.12.30	H28.8.23	警察職員による賠償事件の処理方針伺い	41,334	41,334	当事者が指定する口座へ振り込み	国家賠償法第1条第1項
	下田警察署 地域課主任	7	交通違反車両を誘導中、前方の縁石に衝突させたもの。	H28.2.21	H28.8.23	警察職員による賠償事件の処理方針伺い	79,024	79,024	当事者が指定する口座へ振り込み	国家賠償法第1条第1項
	下田警察署 会計課主事	3	保管期間が過ぎた携帯電話機を破壊作業中、保管すべき携帯電話機を誤って破壊したもの。	H28.3.23	H28.11.8	拾得物件損壊に伴う損害賠償事案の処理方針	30,024	30,024	当事者が指定する口座へ振り込み	国家賠償法第1条第1項
計	10人		4件							

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
北海道	札幌市	アイヌ施策課課長職	26	業務委託契約において、特定者との随意契約が認められない場合であるにもかかわらず、指名競争入札又は指名見積合せの定められた手続に従わず、決裁内容と異なる事務処理を行った。	H22. 5. 11～ H26. 10. 10	H26. 12. 25	市議会で指摘を受け、市が行った内部調査の結果から事実が判明。	有	市に与えた損害について賠償責任があると認められた。	無	258,233円に遅延損害金を加えた額	258,233円に遅延損害金を加えた額	現金納付
北海道	札幌市	アイヌ施策課課長職	28					有		無	17,885円に遅延損害金を加えた額	17,885円に遅延損害金を加えた額	現金納付
北海道	札幌市	アイヌ施策課係長職	26					有		無	91,614円に遅延損害金を加えた額	91,614円に遅延損害金を加えた額	現金納付
北海道	札幌市	アイヌ施策課係長職	24					有		無	95,249円に遅延損害金を加えた額	95,249円に遅延損害金を加えた額	現金納付
北海道	札幌市	アイヌ施策課事務職員	21					有		無	174,740円に遅延損害金を加えた額	174,740円に遅延損害金を加えた額	現金納付
茨城県	つくば市	市民部地域交流センター主任主査	30	不当な公金(施設使用料)の保管	H28. 11. 24	H28. 11. 30	所管部署からの報告	有	故意に正当な理由なく自宅に持ち帰って保管し、市に損害を与えたものと認め、損害賠償責任を有する職員であると認定。	無	502,100	550,171 (遅延損害金48,071円を含む)	納入通知書による
群馬県	前橋市	教育委員会事務局青少年課児童文化センター嘱託員	2	当該職員による同施設の設置備品の亡失	H27. 12. 19～ H28. 4. 26	H28. 5. 11	同施設でのイベント実施後の後片付けの際に、所在不明の備品が発覚し、その後の調査において、当該職員による亡失と判断し、市長に報告を行った。	有	当該職員が備品を亡失した行為について、故意によるものであり、賠償責任が生じると認められるため、亡失した備品と同等品の購入価格を賠償額として決定した。	無	2,036,444	2,094,583	現金納付
埼玉県	深谷市	環境水道部水道工務課給排水係技師	3	上司に無断で資材の二重発注及びキャンセルを行い、業者から返品手数料を請求された。	H28. 2. 23～ H28. 6. 3	H28. 6. 20	人事課へ事故報告書が提出されたため。	無	当該職員は、法第243条の2第1項後段の損害賠償責任を有する職員に該当しないことから、賠償責任はない。	有	271,318		

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
神奈川県	鎌倉市	市民課課長	26	各種証明交付事務等に係るつり銭に使用するための公金35,000円の亡失。	H29.10.19	H29.10.24	市民活動部長	無	公金紛失事案に関しては、市が損害を被った事実が認められたが、既に対象職員により損害の補填がされていたことを確認したため、本監査請求における賠償の責任及び損害賠償額はないものと判断。	有	0	0	対象者が全額納付。
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当担当係長	26										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当担当係長	24										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	33										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	10										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	3										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	6										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	6										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	2										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	1										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	0										
神奈川県	鎌倉市	市民課市民担当	9										
静岡県	裾野市	建設部長	37	社会資本整備総合交付金の交付対象となる補償事業が期限までに完了せず交付金を返還することとなったが、虚偽の公文書を作成したこと等により返還が遅延し、加算金が増額となったもの	H29.8.21	H29.9.6	内部報告による	有	補償契約に対して交付された交付金の返還に伴う加算金について賠償責任がある	無	948,796	948,796	納付書による納付
静岡県	裾野市	建設部建設課長	30					有		無	948,796	948,796	納付書による納付
滋賀県	甲良町	税務課(当時)	7	公金(税金)の横領による損害賠償の請求	数年間	H28.1	税務課窓口や出先で納付された公金を横領していたことが同課の職員により発覚	有	認定金額の決定	無	44,767,156	44,767,156	一部入金残り分納

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知り至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
京都府	向日市	市長	14	災害物資購入業務において、未納品の段階で契約金全額を支払い、その後半量は納品されたが、本件発覚前に、受注者が自己破産したため、残りの納品が不履行となったもの。	H26.3.11 ～ H26.5.20	H28.4.1	平成28年4月1日に受注者の卸業者からの連絡によって発覚	有	本件において、管理責任及び道義上の責任が認められることから、損害総額の10%相当額の賠償責任を求める。	無	751,973	751,973	現金納付
京都府	向日市	副市長	2	災害物資購入業務において、未納品の段階で契約金全額を支払い、その後半量は納品されたが、本件発覚前に、受注者が自己破産したため、残りの納品が不履行となったもの。	H26.3.11 ～ H26.5.20	H28.4.1	平成28年4月1日に受注者の卸業者からの連絡によって発覚	有	本件において、管理責任及び道義上の責任が認められることから、損害総額の10%相当額の賠償責任を求める。	無	751,973	751,973	現金納付
京都府	向日市	市民生活部長	34	災害物資購入業務において、未納品の段階で契約金全額を支払い、その後半量は納品されたが、本件発覚前に、受注者が自己破産したため、残りの納品が不履行となったもの。	H26.3.11 ～ H26.5.20	H28.4.1	平成28年4月1日に受注者の卸業者からの連絡によって発覚	有	部の統括責任者として管理責任が重大であることから、損害総額の25%相当額の賠償責任を求める。	無	1,879,932	1,879,932	現金納付
京都府	向日市	市民生活部次長兼防災安全課長	33	災害物資購入業務において、未納品の段階で契約金全額を支払い、その後半量は納品されたが、本件発覚前に、受注者が自己破産したため、残りの納品が不履行となったもの。	H26.3.11 ～ H26.5.20	H28.4.1	平成28年4月1日に受注者の卸業者からの連絡によって発覚	有	課の統括責任者として管理責任が重大であることから、損害総額の25%相当額の賠償責任を求める。	無	1,879,932	1,879,932	現金納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ることになった経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
京都府	向日市	市民生活部 防災安全課 課長補佐	23	災害物資購入業務において、未納品の段階で契約金全額を支払い、その後半量は納品されたが、本件発覚前に、受注者が自己破産したため、残りの納品が不履行となったもの。	H26.3.11 ～ H26.5.20	H28.4.1	平成28年4月1日に受注者の卸業者からの連絡によって発覚	有	課の監督者として責任が重大であることから、損害総額の15%相当額の賠償責任を求める。	無	1,127,959	1,127,959	現金納付
京都府	向日市	市民生活部 防災安全課 係長	5	災害物資購入業務において、未納品の段階で契約金全額を支払い、その後半量は納品されたが、本件発覚前に、受注者が自己破産したため、残りの納品が不履行となったもの。	H26.3.11 ～ H26.5.20	H28.4.1	平成28年4月1日に受注者の卸業者からの連絡によって発覚	有	課の係長として責任が重大であることから、損害総額の15%相当額の賠償責任を求める。	無	1,127,959	1,127,959	現金納付
和歌山県	橋本市	会計管理者	37	市職員及び市議会議員へ支給した賞与にかかる源泉所得税の納付漏れ	H29.7.11～ H29.12.25	H29.12.21	関係部署からの報告	無	故意又は重大な過失には該当せず、関係職員に賠償責任があると認められない。	無			
和歌山県	橋本市	出納室主幹	31	市職員及び市議会議員へ支給した賞与にかかる源泉所得税の納付漏れ	H29.7.11～ H29.12.25	H29.12.21	関係部署からの報告	無	故意又は重大な過失には該当せず、関係職員に賠償責任があると認められない。	無			
和歌山県	橋本市	出納室主査	5	市職員及び市議会議員へ支給した賞与にかかる源泉所得税の納付漏れ	H29.7.11～ H29.12.25	H29.12.21	関係部署からの報告	無	故意又は重大な過失には該当せず、関係職員に賠償責任があると認められない。	無			
山口県	柳井市	税務課徴収 嘱託職員	0.75	市税徴収金の横領	H29.6.8～ H29.7.12	H29.7.14	通常月に比べ徴収金が少なく、本人が市税の着服を認めた	有	賠償責任を有する	無	328,100	335,953	現金納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ると至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
鹿児島県	喜界町	教育委員会生涯学習課主事	3	公用車を運転中、他車に接触	H28.10.14	H28.10.14	主管課長から総務課長を通じて報告	無				142,000	
鹿児島県	喜界町	教育委員会生涯学習課主事	3	公用車を運転中、他車に接触	H28.12.19	H28.12.19	主管課長から総務課長を通じて報告	無				80,750	
計	11団体	35人		19件				有17件 無7件		有 2件 無 20件			

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
北海道	八雲町	総務課地籍管財係	33	東野において、立木伐採作業中、立木が送電線に接触した。	H28.4.12	H28.4.12	当該職員から所属課長へ連絡があり所属課長から町長へ報告した	864,304	864,304	金銭賠償	民法715条第1項
北海道	八雲町	農林課臨時職員	8	立岩の町民農園において、草刈機から飛散した石が車両に接触した。	H28.6.2	H28.6.2	当該職員から所属課長へ連絡があり所属課長から町長へ報告した	93,570	93,570	金銭賠償	民法715条第1項
北海道	八雲町	農林課課長補佐	31	野田生において、凍結路面でスリップにより、相手方車両に衝突した。	H28.12.8	H28.12.8	当該職員から所属課長へ連絡があり所属課長から町長へ報告した	352,703	352,703	金銭賠償	民法715条第1項
北海道	八雲町	建設課臨時職員	23	末広町の町道歩道部において、町有除雪作業車が駐車禁止標識に接触した。	H29.2.24	H29.2.24	当該職員から所属課長へ連絡があり所属課長から町長へ報告した	125,280	125,280	金銭賠償	民法715条第1項
北海道	八雲町	建設課臨時職員	19	内浦町の町道において、町有小型貨物自動車から落下した積み荷が相手方車両に接触した。	H29.10.26	H29.10.26	当該職員から所属課長へ連絡があり所属課長から町長へ報告した	450,000	450,000	金銭賠償	民法715条第1項
北海道	八雲町	建設課臨時職員	24	東雲町の町道歩道部において、町有除雪作業車が横断歩道標識に接触した。	H29.12.26	H29.12.26	当該職員から所属課長へ連絡があり所属課長から町長へ報告した	133,920	133,920	金銭賠償	民法715条第1項
北海道	八雲町	建設課臨時職員	4	本町の町道において、町有排雪作業車で雪を積込み中荷台から落下した雪が相手方車両に当たった。	H30.2.2	H30.2.2	当該職員から所属課長へ連絡があり所属課長から町長へ報告した	180,025	180,025	金銭賠償	民法715条第1項

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
北海道	古平町	財政課財政係係長	26	平成25年度に国で創設された「水産多面的機能発揮対策事業」において、平成25年度から平成27年度まで交付された交付金の一部を横領した。	平成25年度から平成27年度の期間	H28.12.22	実績報告が未提出との報をうけ内部調査、当事者への事情聴取による	19,542,894	19,542,894	町が全額賠償し、該当職員に求償請求	国家賠償法第1条
岩手県	野田村	地域整備課水道班総括主査	27	村所有の公用車が後進する際、相手方所有のフェンスを破損させた。	H29.1.17	H29.1.26	全国自治協会自動車損害共済保険に係る事故報告	68,580	68,580	和解による損害賠償	示談成立
千葉県	千葉市	緑区社会援護課主査補	38	平成22年3月に生活保護法に基づき、支給済みの生活保護費の返還決定がされたにもかかわらず、その請求のための事務処理を怠り、平成27年3月に時効が成立したものの。	平成21年度～平成28年度	H28.4.19	生活保護を廃止となった者のケースファイルを保存期間満了により廃棄作業中、当該ケースファイルに現金が放置されていることが判明し、その後の調べで返還金の請求を怠っていたことが判明した。	7,468,531	7,468,531	納付書払い	民法第709条
千葉県	千葉市	緑区社会援護課課長	35								
千葉県	千葉市	緑区社会援護課課長補佐	30								
千葉県	千葉市	緑区社会援護課係長	19								
東京都	目黒区	健康福祉部生活福祉課管理係主任主事	32	生活保護受給者の預金等着服	H20.8～H29.11	H29.11.1	所属部長からの報告	4,441,276	4,441,276	元本分は現金一括、遅延損害分は納付書による分納	国家賠償法第1条第2項
東京都	荒川区	福祉部生活福祉課主事	10	生活保護費を着服	H29.4.1～H29.7.19	H29.8.2	生活保護の支給状況について同課の職員が書類等を確認した際に不明金が判明し、調査したところ横領を認めた。	2,901,100	2,901,100	現金による全額賠償	民法第709条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
神奈川県	鎌倉市	生活福祉課保護担当係長	32	生活保護費の亡失。	H27. 8. 20	H27. 8. 28	健康福祉部長及び福祉事務所長からの報告	2,328,717円	2,328,717円	行政処分ではない損害賠償請求に基づき、関係者が納付書により全額納付。	民法第709条
神奈川県	鎌倉市	会計課会計担当	7					337,220円	337,220円		
神奈川県	鎌倉市	生活福祉課保護担当係長	11					1,708,649円	1,708,649円		
神奈川県	鎌倉市	退職者(H26. 3. 31)	36					957,288円	957,288円		
神奈川県	鎌倉市	健康福祉部次長	30					2,665,937円	2,665,937円		
神奈川県	鎌倉市	福祉総務課課長補佐兼担当係長	28					1,708,649円	1,708,649円		
神奈川県	鎌倉市	青少年課非常勤嘱託員	40					847,288円	847,288円		
神奈川県	鎌倉市	教育総務課担当係長	31					110,000円	110,000円		
神奈川県	鎌倉市	健康福祉部次長	34					1,708,649円	1,708,649円		
神奈川県	鎌倉市	経営企画課経営企画担当	38					847,288円	847,288円		
神奈川県	鎌倉市	福祉総務課福祉総務担当	42					110,000円	110,000円		
神奈川県	逗子市	総務部納税課主事(再任用)	40(再任用期間含む)	加害者から依頼を受けた探偵業者を通じて発注を受けた調査会社経営の男から被害者の夫を装い電話を受け、当時の納税課職員から被害者の住所が聞きだされた。	H24. 11. 5	H24. 12. 3	警察からの照会により、本市からの個人情報漏洩の疑いを知る。	1,393,861円	1,393,861円	市予算措置により原告に損害賠償を支出し、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権を当該職員に行使。	国家賠償法第1条第2項
神奈川県	二宮町	町長	8	名誉棄損	H26. 6. 12 H26. 9. 16	H28. 6. 9	訴状送達時	1,560,976円	1,560,976円	現金納付	国家賠償法第1条第2項

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
長野県	駒ヶ根市	産業部農林課課長補佐	27	補助対象事業において、事業を実施していないにもかかわらず、実施したこととして虚偽の実績報告書及び請求書により補助金を不正に受給した。	H28. 7. 11	H28. 7. 11	所属課からの報告	50,449円	50,449円	納入通知書による	民法709条
岐阜県	白川町	総務課主事	6	雇用保険事務について脱退手続が必要な職員がいることを承知しながら、職務を怠った。	H27. 4. 1～ H28. 6. 1	H28. 7. 4	雇用保険事務を引き継いだ際、加入者確認を行ったところ退職した職員が発覚した。	124,550	124,550		国家賠償法第1条
岐阜県	白川町	総務課主査	27	「消防団協力事業所表示証交付事務」において、期限を確認せず職務を怠り、申請者の権利執行に多大な損害を与えた。	H28. 6. 23	H28. 9. 5	申請者より申請した書類の交付が決算期までに行われず、県への申請が行えなかった旨の電話があった。	512,600	512,600		国家賠償法第1条
愛知県	名古屋市	市立学校教諭	25	ハイブリット車種の自家用車に学校のコンセントから充電を実施	H27. 4. 2～ H28. 3. 9	H28. 3. 17	市民からの通報	527	527	納付書による	民法第709条
大阪府	能勢町	総務部総務課人権総務係主事	4	町規則に基づく事務決裁手続を経ずに業務を発注していたことが判明し、契約を解除したことから、損害金が生じたもの。	H29. 10. 5	H29. 10. 5	業務実施直前に担当職員から上司に対し報告があったため発覚。	14,040	14,040	全額一括支払	国家賠償法第1条第2項
広島県	広島市	区厚生部保健福祉課主事	18	児童扶養手当の支給に係る不適切な事務処理(事務処理懈怠等)を行っていたもの。	平成23年度～ 平成28年度	H29. 4. 13	児童扶養手当受給対象者からの問合せを契機として調査を行った結果、発覚したもの。	496,073	496,752 (年5分の割合による遅延損害金を含む。)	本人への求償	国家賠償法第1条第2項

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
福岡県	豊前市	総合政策課企画管理係係長(事件発覚時)	26	元担当係長が、放課後児童クラブ負担金及び傷害保険料を、市に納入せずに横領した。	H26.4.1~ H29.6.30	H29.9.28	放課後児童クラブ負担金の決算書内容に疑問を持った福祉課長が、調査を進め、元担当係長の横領事実を確認し、市長に報告した。	12,092,800	13,065,031 (年5分の割合による遅延損害金を含む。)	現金	民法第709条
熊本県	人吉市	総務部契約管財課 主幹	29	平成29年度に市が土地を賃借するために締結した土地賃貸借契約書の賃借料の支払期限である平成30年3月31日までに賃借料の支払いをせず、支払いを完了した平成30年4月4日までの支払遅延に係る延滞金を支払った。	H30.4.4	H30.4.4	契約管財課長からの報告	1,000	0		国家賠償法第1条第1号及び民法第709条
宮崎県	門川町	税務課納税管理係主事	5	町民等から納付された各税金を着服したものの。	H27.1~H28.3	H28.6.23	着服した町税を納付した者からの申し出により発覚し、その後の内部調査により当該職員の不適切な事務処理が認められたため、担当課長等から事件の報告を行った。	5,454,200	5,454,200	現金納付	民法第709条
沖縄	那覇市	市立中学校校長	33	校長による教頭へのパワーハラスメント事案	H23.10.27	H23.11.1	教頭からの文書による訴え	7,781,017	7,781,017	原告への賠償金の支払い	国家賠償法1条1項
計	18団体	38人		25件							